写

森 第 ４ ８ ４ 号
平成２５年５月１日

各農林総合事務所長
嶺南振興局林業水産部長　様

森づくり課長

森林整備工事における入札制度の一部改正について

このことについて、下記のとおり入札制度の一部を改正するので、事業の推進にあたってはご留意願います。

記

（１）現場代理人の常駐義務の緩和

・工事の契約金額が 1,000 万円未満で、かつ、随契も含め工事現場が同一の市町内にある場合に、複数工事（３工事まで）の現場代理人を兼務することを認める。

《要件》

次の条件を満たす場合に、複数工事の業務管理者（現場代理人）を兼務することを例外的に認める。

①兼務できるのは、３つの工事まで
②兼務する工事がすべて県発注の森林整備工事
③兼務する工事現場がすべて同一市町内または概ね５ｋｍ以内（※）
④兼務する各々の工事の請負金額が 1,000 万円未満（税込み）
（※）最遠の関係にある工事現場が、概ね５ｋｍの範囲内の場合

適用時期

平成２５年５月１日以降に入札公告等を行う工事に適用